承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	高染色性絹糸生産カイコ（改変*Fibroin H, Bombyx mori*）（中515号×GCS500）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離飼育区画における幼虫の飼育（３齢幼虫期以降から繭の形成まで）並びに繭の生産、保管、運搬、不活化処理及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	隔離飼育区画の所在地：茨城県つくば市大わし１番地２ 隔離飼育区画の名称　：国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構　遺伝子組換えカイコ飼育調査区画 使用等期間　：承認日から平成33年３月31日まで 隔離飼育区画内の施設の内容：別に定める「隔離飼育区画の施設内容及び受容環境」のとおりとする。 隔離飼育区画の要件： １　次に掲げる設備を有すること。 ⑴　施設内への部外者の立入りを防止するため、遺伝子組換えカイコを隔離して飼育するための遺伝子組換えカイコ飼育調査区画（以下「隔離飼育区画」という。）を取り囲むようにネット（高さ４ｍ）を設置し、その外側に金属製フェンス（高さ1.5m）を設置している。 ⑵　遺伝子組換えカイコを飼育する区画であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離飼育区画内の条桑飼育室は屋根、壁、戸及び窓を備え、開閉可能な窓、シャッター及び換気口には４㎜目以下の網を張っている。 ⑷　飼育室は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第１項の規定に係る自治体における適合を満たしている。 ⑸　不活化処理で用いる冷凍庫（－30℃～－20℃設定）又は乾燥機（115℃から60℃まで６時間程度かけて低下させる設定）の設置は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づく第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が講じられた区画とする。 ２　次に掲げる事項を遵守すること。 ⑴　別に定める作業要領に従う。 ⑵　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑶　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。

承認番号　16―46Ａ―0004

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 理事長　井邊　時雄 茨城県つくば市観音台３丁目１番地１ 群馬県蚕糸技術センター 所長　須関　浩文 群馬県前橋市総社町総社2326番地２

承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	高染色性絹糸生産カイコ（改変*Fibroin H, Bombyx mori*）（中515号×GCS500）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離飼育区画における幼虫の飼育（３齢幼虫期以降から繭の形成まで）並びに繭の生産、保管、運搬、不活化処理及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	隔離飼育区画の所在地：群馬県前橋市総社町総社2326番地２ 隔離飼育区画の名称　：群馬県蚕糸技術センター　遺伝子組換えカイコ飼育調査区画 使用等期間　：承認日から平成33年３月31日まで 隔離飼育区画内の施設の内容：別に定める「隔離飼育区画の施設内容及び受容環境」のとおりとする。 隔離飼育区画の要件： １　次に掲げる設備を有すること。 ⑴　施設内への部外者の立入りを防止するため、遺伝子組換えカイコを隔離して飼育するための遺伝子組換えカイコ飼育調査区画（以下「隔離飼育区画」という。）を取り囲むように金属製フェンス（高さ1.8m）を設置している。 ⑵　遺伝子組換えカイコを飼育する区画であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 ⑶　隔離飼育区画内のパイプハウス蚕室は鋼管による骨組みで、内側の網（４㎜目以下）と外側のフィルムで二重に被覆している。外側のフィルムは、天井、妻面及び側面に開閉可能な部分があるが、内側の網は開閉しない（出入口を除く。）。 ⑷　隔離飼育区画内のプレハブ蚕室は屋根、壁、戸及び窓を備え、開閉可能な窓、戸（出入口を除く。）及び換気口には４㎜目以下の網を張っている。 ⑸　隔離飼育区画内の残渣処理室は鋼管による骨組みで、全体を網（４㎜目以下）で覆い、天井部外側をフィルムで被覆している。内側に網を保護する合板（高さ0.9m）を設置している。 ⑹　不活化処理で用いる冷凍庫（－30℃～－20℃設定）の設置は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に基づく第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が講じられた区画とする。 ２　次に掲げる事項を遵守すること。 ⑴　別に定める作業要領に従う。 ⑵　別に定めるモニタリング計画書に基づき、モニタリングを実施する。 ⑶　生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められるに至った場合は、別に定める緊急措置計画書に基づき、速やかに対処する。